

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、 平成30年4月から、青森県も国民健康保険制度を 担うことになりました

■見直しの背景

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、

- ・年齢構成が高く医療費水準が高い
- ・所得水準が低く保険料の負担が重い
- ・財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという、構造的な問題を抱えていました。

■見直しの柱

国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。

都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

■見直しによる主な変更点

平成30年度から、青森県も国民健康保険の保険者となります。

【資格や保険料の賦課、徴収などの身近な窓口業務については、これまでと変わらず、引き続き佐井村で行います。】

平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

■青森県と市町村の役割分担

青森県の主な役割	佐井村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理（被保険者証等の発行）
・市町村ごとの標準保険料率を算定、公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・保険料の賦課、徴収
・保険給付費等交付金の市町村への支払	・保険給付の決定、支給

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：金沢

■自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除きます。）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

自動車税などの減免に関する詳細については、下北地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課

☎ 22-8581（内線210、211）